

## 西東京剣道連盟倫理規程

### (目的)

第1条 この規程は、西東京剣道連盟（以下「連盟」という。）の役員等及び職員（以下「役職員等」という。）ならびに連盟登録会員等が、「一般財団法人東京都剣道連盟および加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践することにより、連盟の目的、事業執行の公正さに対する社会の疑惑や不安を招くような行為の防止を図り、もって連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程の対象となる者の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員等とは会則第13条に規定する会長・副会長・理事長・副理事長・常任幹事・理事・会計・監事・相談役および会則第21条に規定する名誉顧問・顧問・参与・名誉会長
- (2) 職員とは会則17条に規定する事務局職員
- (3) 連盟登録会員とは会則第6条に規定する加盟団体に「西東京剣道連盟会員登録手続きおよび登録会員取扱いについて」により会員登録している者

### (基本的責務)

第3条 役職員等および連盟登録会員等は、会則第4条に規定する目的を達成するため、連盟の関係規程等を厳格に厳守することはもとより、高邁な倫理観を持ち、社会規範に反することのないように行動しなければならない。

- 2 「一般財団法人東京都剣道連盟および加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解し実践すること。

### (遵守事項)

第4条 役職員等および連盟登録会員等は、暴力、各種ハラスメント（セクシャル・ハラスメント、パワーハラスメント等）、差別、試合・審査の不正操作、違法賭博、ドーピング等の薬物乱用などの違法行為や剣道の健全性および高潔性を損ねるような行為を絶対行ってはならない。

- 2 役職員等および連盟登録会員等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 3 役職員等および連盟登録会員等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用し自己の利益を図ることや斡旋・強要をしては

ならない。

- 4 役職員等および連盟登録会員等は、経理処理に関し適正な処理を行い不正行為を行ってはならない。
- 5 役職員等および連盟登録会員等は、自らの社会的立場を認識して、常に自らを厳しく律し、連盟の信頼を確保するよう責任ある行動をとらなければならない。
- 6 役職員等および連盟登録会員等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持ってはならない。

(報告)

第5条 加盟団体は、第4条に定める遵守事項に反すると認められる事案が発生した場合、その内容と経過等について速やかに事実確認を行い、連盟に報告しなければならない。

- 2 連盟は、この報告を受理した場合、直ちに倫理委員会を開催して報告事案の事実確認を行い連盟会長へ報告するとともに、倫理委員会および連盟会長が必要と認めた事案は、速やかに一般財団法人東京都剣道連盟（以下「東剣連」という。）へ報告するものとする。

(倫理委員会の設置)

第6条 この規程の実効性を確保するため、連盟に倫理委員会を設置する。

- 2 倫理委員会の組織および運営に関する事項については、理事会の議決により別に定める。

(違反による役職員等の処分等)

第7条 役職員等が、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、理事長は直ちに調査を開始し、その結果、違反する行為があったと認められる場合においては、以下の各号に定める方法により必要な措置をとるものとする。

- (1) 役職員等の解任については、倫理委員会の意見を聴取したうえ、理事会の決議によるものとする。

(違反による連盟登録会員等の処分等)

第8条 連盟登録会員等によるこの規程に違反する行為については、以下の各号に定める方法により必要な措置をとるものとする。

- (1) 連盟登録会員が、この規程に違反する行為を行ったおそれがある場合は、

理事長は直ちに調査を開始し、その結果を会長に報告する。会長は、倫理委員会の意見を聴取したうえ、東剣連の会長に対し、連盟登録会員等の綱紀処分を求める申立をすることができる。

(2) 東剣連倫理委員会が、連盟に対し、連盟登録会員等の綱紀処分等に関する報告を求めたときは、連盟は速やかに必要事項を報告する。

(3) 東剣連会長が、連盟登録会員等に対し、連盟登録会員等の綱紀処分等の決定をしたときは、連盟も当該連盟登録会員等に対し、同等の処分等を決定したものとみなす。連盟等による処分等の効力は、東剣連による綱紀処分等の効力に準ずる。

2 前項第3号の連盟による処分等は、次のとおりとする。

(1) 連盟登録会員等の資格の停止処分

(2) 連盟登録会員等の資格の自主返上勧告処分

(3) 連盟登録会員等の資格の返上処分（前号の処分を除く）

(4) 連盟登録会員等の資格の除名処分

(5) 連盟登録会員等の資格の復活決定

(6) 口頭または文書による嚴重注意処分

(7) 前各号に付随しまたは関連する処分

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1 この規程は、令和2年2月23日から施行する。